

第5号議案

第15期活動計画（案）

「私たちうえるびーは、障がいのある人もない人も、それぞれが自分らしい生き方ができる地域社会をともにつくるために活動していきます」という理念に基づいて、障がいのある人たちが地域の中で、地域の人々とともに生活していくことができる社会の実現を目指して活動してまいります。

そのためには社会の変化に対応した健全な運営を行い、下記の事業を計画的に実施してまいります。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業は安全・安心のもと、信用と実績を積み重ねてまいります。

＜実施事業＞

居宅介護サービス、同行援護サービス、行動援護サービス、重度訪問介護サービス、多機能型生活介護事業・就労継続支援B型事業、共同生活援助事業（グループホーム）

2. 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業では、一人ひとりの特性に合った支援をしながら、それぞれの社会性の芽生えを尊重してまいります。

＜実施事業＞

おれんじ柳町、おれんじ初倉、おれんじ坂口
重症心身障がい児対応 放課後等デイサービスおれんじ中溝、児童発達支援いちご

3. 移動サービス事業として各市町の実施する地域生活支援事業の移動支援事業を実施して、充実した地域生活が送れるよう支援してまいります。

＜実施地域＞ 主に島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、川根本町、吉田町
併せて、有償運送は安全運転のもと、利用者様の行動範囲の拡大に寄与してまいります。

＜実施地域＞ 島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町

4. ノーマライゼーション実現事業と社会参加事業は、「地域交流・多様な人々の居場所」を目的に運営している「ひだまりカフェ」を中心に、だれも（障がい者やその家族、高齢者や子どもたち等）が集い仲間を作り、いろいろな体験・学習・交流ができるよう計画してまいります。そのために地域の高校生、事業所、近隣に暮らす方たちと協働していきたいと考えております。また、障がいを理解してもらうための講演会や研究会等も企画してまいります。これらの事業には皆様の一般会費、賛助会費、寄付金や助成金をあててまいります。

以上を実現するために人材の育成に力を注いでまいります。